

第8次行財政改革推進計画 (平成28～30年度)

八 王 子 市



百年の彩りを 次の100年の輝きへ

目 次

1	推進計画の概要	
(1)	策定の意図	1
(2)	本推進計画のローリングにあたっての考え方	1
(3)	期間と進行管理	1
2	取組項目	
(1)	施設マネジメント ～施設の現状把握と行政需要の将来予測を踏まえた資産の有効活用～	2
(2)	受益者負担の適正化 ～使用料、手数料、各種負担金における公平性と透明性の確保～	8
(3)	補助金制度の見直し ～「八王子ビジョン 2022」に掲げる市民との協働を推進するため、効果的な制度の構築～	12
(4)	分権時代の人材育成 ～職員の能力を最大限に引き出す人事制度の構築～	16
(5)	民間活力の適切な活用を推進 ～PFI や設置管理許可制度の効果的な活用～	22
(6)	情報発信力の強化 ～市民協働の推進と地域経済の活性化に寄与する情報発信～	26
(7)	利用者視点に立った効果・効率的な市民サービスの展開 ～利用者の利便性向上と効率的なサービス提供～	34
(8)	【新規】公営企業の経営改革 ～下水道事業、駐車場事業の経営基盤の強化～	40
(9)	【新規】リスクマネジメントの強化 ～リスク対策と危機管理体制の整理～	46
(10)	【新規】共通事務の標準化・効率化 ～横断的な対応による市民サービス向上と業務の効率化～	52
(完了)	指定管理者制度の見直し ～施設特性を踏まえた最適な管理運営手法の検証～	58
(完了)	行政評価システムの再構築 ～フルコスト分析と評価指標を用いた評価の実施～	60
3	取組一覧	62

1 推進計画の概要

(1) 策定の意図

本計画は、第8次行財政改革大綱（平成26～30年度）に掲げた改革の目的である「持続可能な行財政運営の推進」を着実に図るため、向こう3か年の具体的な取組内容と実施時期を示すものです。取組項目は、大綱に掲げた重点取組を中心に、改革全体を推進する取組を掲載しています。

(2) 本推進計画のローリングにあたっての考え方

平成28年度は、第8次行財政改革の計画期間である5か年の中間時点となります。本年度のローリングにあたっては、計画期間内で確実に目標を達成するため、以下の2つに重点を置いて見直しを行いました。

- ①所管を越えた連携強化による的確かつ着実な取組の実現
- ②目標達成に向けたきめ細かな進行管理の実施

(3) 期間と進行管理

本推進計画の期間は、平成28年度から30年度までの3か年とします。また、取組は、今後明らかとなる課題や進捗状況を踏まえ柔軟に対応していくため、「八王子ビジョン2022 アクションプラン」に反映しつつ、毎年度更新します。

計画の期間と更新イメージ

計画名	H26	H27	H28	H29	H30
基本構想・基本計画	八王子ビジョン2022(平成25～34年度)				
実施計画	アクションプラン <毎年度のローリング>				
行財政改革大綱	第8次行財政改革大綱(平成26～30年度)				
第8次行財政改革推進計画	推進計画(26年度版)				
	推進計画(27年度版)				
	推進計画(28年度版)				
	推進計画(29年度版)				
※取組状況を踏まえ毎年度のローリング					

2 取組項目

(1) 施設マネジメント

【総括部署：行政管理課】

これまでの取組

【平成 13 年度】

- ・ 公共施設の現状と今後必要となる維持管理経費をまとめた「施設白書～施設の現状を知りあり方を考えるために～」を作成

【平成 15 年度】

- ・ 保全管理計画の強化を目的に保全マニュアルを作成

【平成 18 年度】

- ・ 「施設白書」策定後の取組の検証を踏まえ、「施設経営」の確立に向けた方向性を示すため、「新たな施設展開～有効利用と効率的運用をめざして～」を作成

【平成 20 年度】

- ・ 学校施設において、学区の調整や適正配置について基本方針と推進計画を策定

【平成 24 年度～】

- ・ 資産評価を実施（土地・建物）

【平成 27 年度】

- ・ 「八王子市公共施設白書・公共施設マネジメント基本方針」を策定
施設ごとの利用状況や維持管理コストなどの把握を行うとともに、更新を含めた今後 30 年間に必要となる施設コストを明らかにし、今後の整備や管理運営、有効活用の基本的な方向性を明示

現状と課題

現 状	本市は、昭和40年代以降の人口急増期において、学校施設・市民センターなどの建築物や道路・公園などのインフラ施設を大量に整備してきました。こうした施設の老朽化への対応が必要となっています。また、高齢化による人口構造の変化や市民の生活様式の多様化に伴い、公共施設に求められる役割も変化しています。
課 題	① 公共施設の老朽化への適切な対応 (ライフサイクルコストの分析や保全計画策定による施設保全経費の縮減と平準化) ② 将来にわたる行政需要を見据えた公共施設の有効活用 ③ 公共施設サービスの効果・効率的な提供

取組の方向性

保有する公共施設の現状や今後必要となる維持管理コストを総合的に把握するとともに、住民自治の観点と行政目的ごとの施設の現状、将来予測を踏まえた施設のあり方を明確にし、資産の有効活用を図る「施設マネジメント」の取組を推進します。

平成 27 年度の取組状況を踏まえた見直し内容

- ・ 公共施設マネジメント推進計画の外部検討会において、施設整備の方向性に加え、計画案の内容について意見聴取を実施するため、取組期間を見直し
- ・ 施設ごとの整備計画について、市立小・中学校適正配置推進計画との整合を図り策定

具体的な取組内容と期間

[新]: 平成 27 年度の取組状況を踏まえた新規取組

[改]: 平成 27 年度の取組状況を踏まえ見直した取組

取組内容	期間				
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
1 施設の情報整理・活用【とりまとめ部署：行政管理課】					
① 公共施設の実態把握 ア 取得額、減価償却累計額、維持管理コストなどの資産データと利用状況の把握 イ 施設白書の作成・公開 ウ 情報を一元管理するシステムの構築と運用					
	完了（平成 27 年 3 月）				
	完了（平成 27 年 10 月）				
			構築	運用	
② 複式簿記導入によるストック情報の管理 ア 国の地方公会計制度整備方針を踏まえ、発生主義会計を導入 イ 公会計制度のもと、施設に関する会計情報を保全計画・実施計画の策定、見直しに活用					
	完了（平成 28 年 3 月）				
2 全体計画の策定【とりまとめ部署：行政管理課】					
① 基本方針、推進計画の策定 ア 施設マネジメント基本方針の策定 施設の実態を踏まえ、今後の整備や管理運営、有効活用の基本的な方向性を明示 [改]イ 施設マネジメント推進計画の策定 施設の目的や性質によって分類した、施設類型ごとの整備の方向性を設定					
	完了（平成 27 年 10 月）				
② 計画的な保全に向けた取組 ア 保全計画の策定 大規模修繕の実施時期と維持管理コストを算出し、コストを平準化(橋りょうは完了) 平成 28 年度は、建物、道路、トンネル、公園について引き続き実施					
	ローリング（実施計画反映）				
	(27 年度までの取組) ・耐用年数から必要な維持管理コストを算出(建物) ・全 11 トンネルの点検調査を完了(トンネル) ・対象路線の 1/2 の現況調査を完了(道路) ・遊具について保全計画を策定(公園)				
3 実施計画の策定【とりまとめ部署：行政管理課】					
実施計画の策定・実践 ア 全体計画を踏まえ、各施設の複合化や適正配置など具体的な実施計画を策定し、実践 [新]イ 実施計画について、見直しする市立小・中学校適正配置推進計画と整合					
4 日常点検業務の充実【とりまとめ部署：建築課】					
危険個所や不具合の早期発見 ア 施設の保全マニュアルを改訂し、予防保全型の維持管理を効果的に実践					
		改訂	実践		

<ロードマップ>

取組内容	行動内容
1 施設の情報整理・活用	① 公共施設の実態把握
	ア 取得額、減価償却累計額、維持管理コストなどの資産データと利用状況の把握
	イ 施設白書の作成・公開
	ウ 情報を一元管理するシステムの構築と運用
	(ア) システム概要の構築
	(イ) システム化を図る業務の精査、要件定義、ベンダーへの情報提供
	(ウ) 仕様書作成、IT業者選定委員会、契約締結
	(エ) システムリリース、データ移行、検証、試験運用
	(オ) 本運用
	② 複式簿記導入によるストック情報の管理
	ア 国の地方公会計制度整備方針を踏まえ、発生主義会計を導入
	イ 公会計制度のもと、施設に関する会計情報を保全計画・実施計画の策定、見直しに活用
	(ア) 公会計制度に基づく財務会計システムの運用、日々仕訳の実践
	(イ) 施設ごとの人件費や減価償却費を含めたフルコストを把握
(ウ) フルコスト情報と固定資産台帳のデータを踏まえ、保全計画や実施計画の見直しに反映	
2 全体計画の策定	① 基本方針、推進計画の策定
	ア 施設マネジメント基本方針の策定
	[改]イ 施設マネジメント推進計画の策定
	(ア) 施設類型に応じた長寿命化、複合化、機能集約等のマネジメント手法を検討
	(イ) 公共施設のあり方に関する市民アンケート調査の実施
	(ウ) 施設マネジメント推進計画（案）策定
	(エ) 学識経験者、公募市民で構成する外部検討会で意見聴取
	(オ) パネル展、市民説明会実施（各地域）
	(カ) 施設マネジメント推進計画策定、広報、市HP等で公表
	② 計画的な保全に向けた取組
	ア 保全計画の策定
	(ア) 【一般建物・学校・住宅】老朽化状況の現地確認
	(イ) 【一般建物・学校・住宅】各グループごと（事務所、保育園など）に計画を組み立て、費用を平準化
	(ウ) 【一般建物・学校・住宅】市有建物全体で平準化を調整し、保全計画を策定
	(エ) 【一般建物・学校・住宅】保全計画のローリング
	(オ) 【トンネル】立地条件、構造形式などの基本情報、点検結果の整理
	(カ) 【トンネル】変状している箇所や変状の進行具合について現地確認。修繕の優先順位や修繕方法など保全計画の方向性を整理
	(キ) 【トンネル】中長期的な視点で必要な維持管理費用の概算額を算出し、事後保全型と予防保全型の維持管理を比較
	(ク) 【トンネル】保全計画の策定
	(ケ) 【道路】路面性状調査の実施
	(コ) 【道路】データ解析、調査結果とりまとめ
	(サ) 【道路】現年度及び過年度の調査結果（25～27年度）を踏まえ、保全計画の策定
	(シ) 【道路】保全計画のローリング
	(ス) 【橋りょう】保全計画のローリング

取組内容	行動内容
2 全体計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> (セ) 【公園】遊具以外の構造物について、日常点検、定期点検の結果を基に老朽化状況を確認 (ソ) 【公園】維持管理コストを算出後、平準化し保全計画を策定 (タ) 【公園】保全計画のローリング (チ) 各保全計画を踏まえ、基金の活用方法、あり方について整理
3 実施計画の策定	<p>実施計画の策定・実践</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 全体計画を踏まえ、各施設の複合化や適正配置など具体的な実施計画を策定し、実践 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 学校施設を中心に大規模修繕や更新時期の検討、複合化の拠点となる学校の絞り込み、モデル地域の設定 (イ) 資産データと利用状況を踏まえ、施設ごとに複合化、機能移転、用途廃止等を検討 (ウ) 地域におけるワークショップの実施 (エ) 対象地域について実施計画策定 (オ) 実施計画を踏まえた実践（実践結果を踏まえ、翌年度ローリング） [新]イ 実施計画について、見直しする市立小・中学校適正配置推進計画と整合 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 小規模校の今後のあり方、小中一貫校の考え方、各学校の老朽化度合や複合化を考慮した、学校の再編方針について検討 (イ) 適正配置推進計画の見直し (ウ) 適正配置推進計画と実施計画・保全計画とのすり合わせ、ローリング
4 日常点検業務の充実	<p>危険箇所や不具合の早期発見</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 施設の保全マニュアルを改訂し、予防保全型の維持管理を効果的に実践 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 各施設の問題点について、施設管理者からの連絡やヒアリングを通じ、情報を蓄積 (イ) 蓄積した情報を基に、維持管理業務を行ううえで共有が必要な情報を整理 (ウ) 維持管理業務に関する説明会の開催（年度末）（施設管理者との情報共有） (エ) 施設の問題点に対する施設管理者への技術的助言。問題点についての情報共有（随時）

28年度				29年度				30年度				
6	9	12	3	6	9	12	3	6	9	12	3	
→												
		→										
						→				→		
				→				→				
→												
			→									
				→								
						→						
						→						
								→				
→												
	→											
			→									
						→		→				
→												
→					→					→		
		→					→				→	
			→					→			→	
			→				→			→		

(2) 受益者負担の適正化

【総括部署：行政管理課】

これまでの取組

【平成6年度】

- ・「八王子市使用料等検討会」からの「既存有料施設の料金適正化について」の提言を踏まえ、18施設の使用料を改定（消費税反映）

※使用料を改定した施設…市民会館、福社会館、市営駐車場、こども科学館、屋外運動施設、プール、市民体育館、霊園、食肉処理場

【平成10年度】

- ・平成9年の消費税率引上げ（3%→5%）を踏まえ、一部施設の使用料を改定

※使用料を改定した施設…斎場式場、テニスコート、大塚公園野球場

- ・行政コスト及び他市の状況を踏まえ、一部手数料を改定

※手数料を改定した事務…住民基本台帳等閲覧、放置自転車撤去

【平成12～13年度】

- ・「受益者負担の適正化検討委員会」において考え方を整理

～平成13年度以降の主な見直しや負担率の改定を行ったもの～

見直し・改定を行ったもの	内容	改定年度
保育運営費負担金	国基準額の引き上げに伴う改定（13年度） 定率減税に伴う改定（19年度） 子ども・子育て支援新制度施行に伴う改定（27年度）	13・19・27年度
こども科学館等10施設の使用料	土曜日のこども料金を無料化	14年度
ごみ処理手数料	指定収集袋によるごみ処理有料化	16年度
各種がん検診自己負担額	がん検診自己負担額設定による有料化	18年度
市民センター等5施設の利用料	ホール等舞台面や利用率の低い場所を一部改正	19年度
し尿処理手数料	下水道使用料との均衡を図るため改定	23年度
松木公園テニスコート使用料	全面改修工事と合わせて改定	25年度
富士森公園テニスコート使用料	全面改修工事と合わせて改定	27年度

現状と課題

現 状

受益者負担とは、特定の行政サービスを受ける者に受益に応じた負担を求めるものです。本市では、これまでも行政サービスの提供にかかる経費（コスト）を分析し、使用料や手数料の受益者負担の適正化を図ってきましたが、定期的な見直しは行ってきませんでした。

課 題

- ⑤ 受益者負担額の算定方法の明確化と見直しサイクルの確立
- ⑥ 施設の性質や初期投資（イニシャルコスト）を踏まえた受益者負担率の設定
- ⑥ 受益者負担を求める対象項目の適正化
- ⑥ 減免制度・無料施設のあり方

取組の方向性

行政サービスの提供にあたり、税で負担する「公費負担」と利用者が負担する「受益者負担」の割合についての考え方を整理し、公平性と透明性を確保するしくみを構築します。

平成 27 年度 of 取組状況を踏まえた見直し内容

- ・ 庁内委員会及び外部検討会において、原価（行政コスト）調査結果を踏まえた改定上限率の設定など受益者負担額の算定に係る基本的事項の適用手法について検討を行ったうえで、受益者負担の基本方針を策定するため、取組期間を見直し

具体的な取組内容と期間

[改]: 平成 27 年度 of 取組状況を踏まえ見直した取組

取 組 内 容	期 間				
	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
1 実態把握【とりまとめ部署：行政管理課】					
原価（行政コスト）調査 ア 原価調査、施設ごとの利用状況調査と現状分析（施設ごとの負担割合を把握）	→	→	→	→	→
2 受益者負担の基本方針の策定【とりまとめ部署：行政管理課】					
① 基本的事項の検討・整理 ア 庁内委員会で受益者負担額の算定に係る6つの基本的事項について考え方を整理（基本的事項） ①経費として捉える範囲、②施設の性質に基づいた負担割合、③使用料や手数料等の基本的な算定方法、④減免のあり方、⑤無料施設の考え方、⑥見直しサイクルの設定 [改]イ 庁内委員会で、基本的事項を適用した場合の課題と適用手法の考え方について整理	→		完了（平成 28 年 3 月）		
② 外部検討会 ア 外部検討会において庁内委員会での整理内容について意見聴取		→			
③ 基本方針の策定 ア 提供する行政サービスにかかるコストを明らかにしたうえで、施設の性質に基づいた負担割合や減免のあり方など受益者負担の基本的な考え方を示した基本方針の策定			→		
3 基本方針に基づく運用【とりまとめ部署：行政管理課】					
基本方針の反映 ア 基本方針に基づく使用料、手数料等の算出				→	
4 事務の見直し、効率化【とりまとめ部署：行政管理課】					
行政コストの縮減（事務見直し） ア 事務事業評価や原価（行政コスト）調査結果を分析し、事務改善を実施	→				

<ロードマップ>

取組内容	行動内容
1 実態把握	<p>原価(行政コスト)調査</p> <p>ア 原価調査、施設ごとの利用状況調査と現状分析(施設ごとの負担割合を把握)</p> <p>(ア) 前年度決算ベースの原価調査、利用状況調査実施</p> <p>(イ) 原価調査結果、利用状況調査結果の集計及び分析を行い、検討会資料作成</p> <p>(ウ) 経年分析のために、原価調査結果及び利用状況調査結果のデータを整理し蓄積</p>
2 受益者負担の基本方針の策定	<p>① 基本的事項の検討・整理</p> <p>ア 庁内委員会で受益者負担額の算定に係る6つの基本的事項について考え方を整理</p> <p>[改]イ 庁内委員会で、基本的事項を適用した場合の課題と適用手法の考え方について整理</p> <p>(ア) 各施設について、新たな算出方法による料金を算定</p> <p>(イ) 算定料金と現行料金との比較・分析をし、課題を洗い出し</p> <p>(ウ) 改定上限率の設定など、基本的事項の適用手法について考え方を整理</p> <p>(エ) 整理した6つの基本的事項とその適用手法の考え方を踏まえ基本方針原案を作成</p> <p>② 外部検討会</p> <p>ア 外部検討会において庁内委員会での整理内容について意見聴取</p> <p>(ア) 庁内委員会で整理した、基本的事項の適用手法について意見聴取</p> <p>(イ) 庁内委員会で整理した、基本方針原案について意見聴取</p> <p>③ 基本方針の策定</p> <p>ア 提供する行政サービスにかかるコストを明らかにしたうえで、施設の性質に基づいた負担割合や減免のあり方など受益者負担の基本的な考え方を示した基本方針の策定</p> <p>(ア) 庁内委員会及び外部検討会の結果を踏まえ、基本方針案を作成</p> <p>(イ) 各地域で市民説明会実施(公共施設マネジメント推進計画説明会の中で実施)</p> <p>(ウ) 基本方針策定</p>
3 基本方針に基づく運用	<p>基本方針の反映</p> <p>ア 基本方針に基づく使用料、手数料等の算出</p> <p>(ア) 各使用料を算出</p> <p>(イ) 各手数料を算出</p>
4 事務の見直し、効率化	<p>行政コストの縮減(事務見直し)</p> <p>ア 事務事業評価や原価(行政コスト)調査結果を分析し、事務改善を実施</p> <p>(ア) 事務事業評価や原価調査結果を活用した同一目的で利用される施設の運営比較、手数料等にかかる同一事務のコスト比較による課題の洗い出し</p> <p>(イ) 自治体間で共通の事務について、他市との比較・分析による課題の洗い出し</p> <p>(ウ) 行政コストの縮減に向けた事務の見直しと改善</p>

28年度				29年度				30年度			
6	9	12	3	6	9	12	3	6	9	12	3
完了(平成28年3月)											

(3) 補助金制度の見直し

【総括部署：財政課】

これまでの取組

◆補助金制度再構築（平成 12～15 年度）

【平成 12 年度】

- ・ 金額の削減を中心とした補助金見直しではなく、市民と行政の本来の役割分担を再検討し、新たな補助金制度の確立を図るため、市民委員による補助金等検討会を設置

【平成 13 年度】

- ・ 補助金等検討会から受けた提言を踏まえ、公募方式による新たな補助金制度の創出や任意奨励的補助金の終了などを市の基本方針として策定

【平成 14 年度】

- ・ 基本方針に基づき補助金制度を再構築

【平成 15 年度】

- ・ 「補助金等の交付の手續等に関する規則」を改正し、補助金等の定義の明確化や要綱等の制定の義務付けについて規定
- ・ 市民の自由で柔軟な発想による新たな公共サービスの提供とその担い手の育成を目的とした「市民企画事業補助金制度」を創設し、運用開始

【平成 19～21 年度】

- ・ 補助事業を対象とした「事業仕分け的手法を用いた総事業再点検」を実施

【平成 20～21 年度】

- ・ 各種協議会への負担金支出の必要性を検証・精査し、予算に反映

現状と課題

現 状

平成14年度に市民と行政の協働関係を支えるしくみとして補助金制度の再構築を行い、公平性・透明性を確保するとともに、市民活動の自主・自立を前提とした運用を進めてきました。しかし、現行制度は、構築から10年が経過していることから検証が必要となっています。

課 題

- ⊗ 市民と行政との協働に加え、市民相互の協働を推進する新たなしくみの導入
- ⊗ 市民企画事業補助金の効果的な活用
- ⊗ 誘導的・促進的な政策補助金の効果的な活用（補助金制度の活用目的の明確化）
- ⊗ 行政目的を達成した補助金や効果の薄れた補助金の見直し（達成目標や終期設定の制度化）

取組の方向性

「八王子ビジョン 2022」に掲げる協働の実現に向け、市民の主体的な活動を促進する制度へ見直します。また、個別補助金について、交付の目的・効果を明確にしたうえで、必要性について検証し、効果的な運用を推進します。

平成 27 年度の取組状況を踏まえた見直し内容

- ・ 現行補助金制度の分析結果を踏まえ、効果的な補助金制度とするため、基本的な項目（補助期間、負担率、評価指標等）についての検討を実施
- ・ 市民企画事業補助金について、市民活動の更なる活性化に向けた具体的方策の検討を実施

具体的な取組内容と期間

取 組 内 容	期 間				
	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
補助金制度の検証・見直し【とりまとめ部署：財政課】					
① 実態調査と現状分析 ア 平成 15 年度の現行制度創設時との現状比較（総額と新規・廃止の事業数） イ 事業所管による必要性や効果性など全補助金事業の自己点検と内部検討会による、政策実現手段としての課題の整理 ウ 補助金事業の効果検証			 完了（平成 28 年 3 月）		
			 完了（平成 28 年 3 月）		
					
② 補助金制度の方向性の決定 ア 内部検討会において、効果的な補助金制度とするための基本的項目についての考え方を整理（補助期間、負担率、評価指標、性質による分類方法） イ 外部検討会において、内部検討会での検討内容を踏まえ、補助金制度の方向性について意見聴取 ウ 内部検討会、外部検討会の意見を踏まえ制度運用の方向性を決定					
					
					
③ 制度の再構築 ア 見直しの方向性を踏まえ、既存補助金を整理し、制度を再構築 イ 検証結果を踏まえ、市民企画事業補助金制度を再構築					
					

<ロードマップ>

取組内容	行動内容
補助金制度の検証・見直し	① 実態調査と現状分析
	ア 平成15年度の現行制度創設時との現状比較（総額と新規・廃止の事業数）
	イ 事業所管による必要性や効果性など全補助金事業の自己点検と内部検討会による、政策実現手段としての課題の整理
	ウ 補助金事業の効果検証
	(ア) インセンティブ効果を発揮している補助金の特質を検証
	(イ) 補助金の交付団体へのヒアリング等により、現行制度の検証
	(ウ) 個々の補助金事業の役割と補助金制度の体系を検証
	② 補助金制度の方向性の決定
	ア 内部検討会において、効果的な補助金制度とするための基本的項目についての考え方を整理（補助期間、負担率、評価指標、性質による分類方法）
	(ア) インセンティブ機能として有効な方法の研究（他団体への調査）
	(イ) 補助期間、負担率、評価指標、性質による分類方法のあり方について検討
	(ウ) 市民企画事業補助金に民間事業者や市民の資金を取り込んだ見直しの方向性の検討
	(エ) 項目ごとの考え方を整理
	イ 外部検討会において、内部検討会での検討内容を踏まえ、補助金制度の方向性について意見聴取
	(ア) 委員選定（学識経験者、団体代表、公募市民）
	(イ) 第1回外部検討会（インセンティブ機能の考え方について説明、意見聴取）
	ウ 第2回外部検討会（市民企画事業補助金を含め各補助金の今後のあり方について説明、意見聴取）
	(エ) 第3回外部検討会（補助金制度の体系と役割の見直し案について説明、意見聴取）
	(オ) 意見聴取内容の整理
	ウ 内部検討会、外部検討会の意見を踏まえ制度運用の方向性を決定
	(ア) 検討会の意見を踏まえた方向性の整理
(イ) 方向性の決定	
③ 制度の再構築	
ア 見直しの方向性を踏まえ、既存補助金を整理し、制度を再構築	
(ア) 補助金制度の新たな体系の構築	
(イ) 各所管課による新たな体系に基づいた既存補助金の整理	
イ 検証結果を踏まえ、市民企画事業補助金制度を再構築	
(ア) 見直しの方向性を踏まえ、制度の再構築	

28年度				29年度				30年度			
6	9	12	3	6	9	12	3	6	9	12	3
完了(平成28年3月)											
完了(平成28年3月)											

(4) 分権時代の人材育成

【総括部署：職員課】

これまでの取組

【平成 13 年度】

- ・ 「八王子市人材育成基本方針」の策定
本市が求める職員像を「付加価値創造型職員」として、「市民感覚」「経営感覚」「チャレンジ精神」「豊かな人間性」を併せ持つ職員の育成に向けた基本方針を策定。「やる気を高め、人を活かす人事制度」「能力を引き出し、高める研修制度」「人を育て、活力を生み出す職場づくり」を柱として、職員一人ひとりの意欲と能力の向上を図る取組を開始

【平成 25 年度】

- ・ 「八王子市研修基本方針」の策定
「職員力向上」と「組織力強化」を新しい視点として、職員能力開発の指針を策定
- ・ 中核市移行を視野に、先行市への視察や職員の更なる意識改革を図ることを目的とした研修を実施

【平成 26 年度】

- ・ 中核市など先行市に出向き、実際に業務に携わっている職員の考え方や実状を見聞きする調査・研究を実施。課長職 131 名、主査職等 187 名、合計 318 名が 57 都県市区を訪問

【平成 27 年度】

- ・ 「八王子市人材育成プラン」の策定
「八王子市人材育成基本方針」を改定。人材育成のためのしくみと主な取組をより一層具体化するために実施計画を併せて掲載

現状と課題

現 状	地方分権の進展や高齢化の進行など社会環境が変化する中において、地域の特性を踏まえ、独自の事業を企画し、展開させていく必要があります。そのため、「職員力向上」と「組織力強化」の視点から研修基本方針を策定し、職員一人ひとりの能力開発と同時に組織の成長を図る取組を行っています。
課 題	<ul style="list-style-type: none">⑥ 職員自らが継続的に自己啓発に取り組む職場風土の構築⑥ 職員の能力を最大限に引き出す人事制度の構築⑥ 地方分権に伴い移譲される権限を活用し、地域の実情に応じた効果的な事業を主体的に企画し、実行する能力の向上⑥ 専門知識・能力を有し、自己完結できる組織力の強化

取組の方向性

研修制度の充実を図るとともに、職員の努力や貢献を処遇に反映させ、職員の能力を最大限に引き出す人事制度を構築します。また、再任用制度などによる職員構成の変化を踏まえた良好な職場環境を整備し、組織力全体の強化を図ります。

平成 27 年度の取組状況を踏まえた見直し内容

- ・ “めざす職員像”の実現に向け、適材適所を実現するための人事制度の構築及び事務能力向上のための研修を取組内容として追加
- ・ 管理職による先行市の調査・研究研修を継続実施

具体的な取組内容と期間

[新]: 平成 27 年度 の取組状況 を踏まえた新規取組

[改]: 平成 27 年度 の取組状況 を踏まえ見直した取組

取組内容	期 間				
	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
1 新たな人材育成基本方針の策定【とりまとめ部署：職員課】					
① 「八王子市人財育成プラン」の策定 ア 職員の能力を最大限に引き出す人事制度の構築。基本方針と実施計画を掲載	完了（平成 27 年 6 月）				
[新]② 適材適所を実現する人事制度の推進 ア 職員の希望や専門性を活かした人事配置を行うための FA 制度の導入・運用			研究	導入	運用
[新]③ 働きやすく活力ある職場づくりの推進 ア ワークライフバランスの推進、仕事と家庭生活の両立ができる職場環境づくりの推進			→		
2 分権時代に対応した研修の実施【とりまとめ部署：職員課】					
① 管理職による先行市の調査・研究 ア 中核市移行に向け、全課長職が、政令市や中核市などの特色ある取組の調査・研究を実施し、活用	完了（平成 27 年 3 月）				
[改]イ 管理職が、先行する取組を実施している自治体に出向き、本市の行政運営に活かすため、調査・研究を実施			→	→	→
[新]② 事務能力の向上 ア 管理職を対象にチェック機能確保のための事務研修を実施し、マネジメント力を育成 イ 課長補佐職を対象に昇任の必修研修として、マネジメント研修を実施 ウ 管理職以外の職員を対象に文書、契約、財務、会計など基本事務の研修を反復して実施			→	→	→
③ 政策課題を題材とした政策実現力の向上 ア 課長補佐職を対象に政策実現力向上研修を実施	→	→	→	→	→
④ 高度な専門性の習得 ア 東京都や特別区の職員研修所研修への参加	→	→	→	→	→
⑤ 協働によるまちづくりのための能力向上 ア 協働によるまちづくりを推進するため、コーディネート力、コミュニケーション力、折衝・交渉力向上研修を実施	→	→	→	→	→

<ロードマップ>

取組内容	行動内容
1 新たな人材育成基本方針の策定	①「八王子市人材育成プラン」の策定
	ア 職員の能力を最大限に引き出す人事制度の構築。基本方針と実施計画を掲載
	[新]② 適材適所を実現する人事制度の推進
	ア 職員の希望や専門性を活かした人事配置を行うためのFA制度の導入・運用
	(ア) 他市事例の研究
	(イ) 各所管が求める「知識・スキル・能力」について集約・明確化し、意向調査において活用
	(ウ) 人事異動へ反映するしくみを研究
	(エ) FA要件、申請から異動までの手続きを整理し、制度設計・構築
	(オ) 庁内周知
	(カ) 意向調査へ反映
	(キ) 人事異動へ反映
	[新]③ 働きやすく活力ある職場づくりの推進
	ア ワークライフバランスの推進、仕事と家庭生活の両立ができる職場環境づくりの推進
	(ア) 特定事業主行動計画の策定
	(イ) ワークライフバランスの意義や実現のための取組を学ぶeラーニングの実施
(ウ) 朝型勤務など多様な働き方の検証・実施	
(エ) 育児休業者復帰支援研修の実施	
2 分権時代に対応した研修の実施	① 管理職による先行市の調査・研究
	ア 中核市移行に向け、全課長職が、政令市や中核市などの特色ある取組の調査・研究を実施し、活用
	[改]イ 管理職が、先行する取組を実施している自治体に出向き、本市の行政運営に活かすため、調査・研究を実施
	(ア) 全庁へ通知
	(イ) 他自治体の調査・研究（各部課長職が実施日を決定）
	(ウ) 調査・研究報告書の集約・効果検証
	(エ) 調査・研究報告書（まとめ）の作成・公開
	(オ) 行財政運営に反映
	[新]② 事務能力の向上
	ア 管理職を対象にチェック機能確保のための事務研修を実施し、マネジメント力を育成
	(ア) 研修企画
	(イ) 文書事務・契約・会計・財政について、近年の事例を踏まえたマネジメントのポイントについて、内部講師による研修の実施
	(ウ) 研修内容を検証し、課長補佐職向けマネジメント研修へ反映
	イ 課長補佐職を対象に昇任の必修研修として、マネジメント研修を実施
	(ア) 研修企画
	(イ) 文書事務・契約・会計・財政について、近年の事例を踏まえたマネジメントのポイントについて、内部講師による研修の実施
	(ウ) 研修内容の検証・次年度研修企画へ向けた課題整理
	ウ 管理職以外の職員を対象に文書、契約、財務、会計など基本事務の研修を反復して実施
	(ア) 効果的なスキル向上手法の検討（eラーニングの実施など）
	(イ) 内部講師による基礎事務研修の実施（文書、契約、財務、会計）（3年に1回のサイクル研修）（主査職以下対象）
	(ウ) 文書事務について、eラーニング研修の実施（課長補佐職以下対象）
(エ) 内部講師による文書の処理・公文書の作成に係る研修の実施（文書取扱主任対象）	

取組内容	行動内容
2分権時代に対応した研修の実施	(オ) 外部講師による文章力研修の実施 (文書取扱主任対象)
	(カ) 通信教育による文書能力向上研修の実施 (課長補佐職対象)
	(キ) 内部講師による契約、財務、会計の能力向上研修の実施 (庶務担当主査対象)
	(ク) 研修内容の検証・次年度研修企画へ向けた課題整理
	③ 政策課題を題材とした政策実現力の向上
	ア 課長補佐職を対象に政策実現力向上研修を実施
	(ア) 研修概要の説明、テーマ、政策立案から実現までの流れについて講義
	(イ) 政策案の検討 (4回程度) (グループ検討、所管ヒアリング)
	(ウ) 都市経営戦略会議メンバー及び関係所管管理職を対象にプレゼンテーション
	(エ) 研修内容の検証・次年度研修企画へ向けた課題整理
	④ 高度な専門性の習得
	ア 東京都や特別区の職員研修所研修への参加
	(ア) 職員研修所へ参加可能な研修について確認
	(イ) 研修ごとに所管課と研修参加について調整
	(ウ) 研修に派遣
	(エ) 研修内容の検証
	⑤ 協働によるまちづくりのための能力向上
	ア 協働によるまちづくりを推進するため、コーディネート力、コミュニケーション力、折衝・交渉力向上研修を実施
	(ア) 研修企画
	(イ) コミュニケーション力向上研修の実施
	(ウ) 市町村職員研修所への派遣 (ファシリテーション研修、アサーティブコミュニケーション研修等)
(エ) 研修内容の検証・次年度研修企画へ向けた課題整理	

28年度				29年度				30年度			
6	9	12	3	6	9	12	3	6	9	12	3
		→				→				→	
	→										
			→				→				→
			→				→				→
→				→				→			
→				→				→			
	→				→				→		
			→				→				→
			→				→				→
→				→				→			
			→				→				→
	→				→				→		
			→				→				→
	→				→				→		
			→				→				→
→				→				→			
→				→				→			
	→				→				→		
			→				→				→
	→				→				→		

これまでの取組

新たな歳入の確保

【平成 14 年度】

- ・ ホームページのバナー広告、封筒への広告掲載を開始

【平成 17 年度】

- ・ 行政への参加意識の高揚と資金調達が多様化をめざし、市民参加型のミニ市場公募債の発行

【平成 23 年度】

- ・ ネーミングライツ（命名権）を導入（平成 23 年度：市民会館、平成 25 年度：こども科学館、平成 26 年度：総合体育館、平成 27 年度：富士森公園野球場）

施設の整備・運用

【平成 16 年度】

- ・ 公の施設の設置目的を効果的に達成するための手法として、指定管理者制度を導入

【平成 17 年度】

- ・ 都市公園法に基づく「設置管理許可」の手法を用い、富士森公園の市民プール跡地にフットサルコートを開業（平成 18 年 3 月 25 日）

【平成 18 年度】

- ・ 管理委託から指定管理者制度へ本格移行（423 施設に導入）

【平成 19 年度】

- ・ 指定管理者が提供する公共サービスの水準を、「監視」「評価」するモニタリングを開始

【平成 23～26 年度】

- ・ 「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI 法）」に基づく手法により、「八王子市総合体育館（エスフォルタアリーナ八王子）」を整備（平成 26 年 10 月 1 日オープン）

【平成 24 年度】

- ・ 指定管理者に対するモニタリング機能を強化するため、税理士による「指定管理者に対する経理状況調査」を学童保育所にて開始

【平成 26 年度】

- ・ 税理士による「経理状況調査」の対象を学童保育所以外の施設に拡大して実施
- ・ 指定管理者制度の検証を実施し、効果的なモニタリングと選定に向けた方向性を整理

現状と課題

現 状

市民サービスの向上と効率的な事業実施を図るため、事務事業の委託化や指定管理者制度、PFI 手法など、市場における競争原理を尊重しながら、民間活力を積極的に活用してきました。また、ネーミングライツや広告事業などの官民連携事業を進めています。

課 題

- ② 委託化の推進による効率化と職員の業務スキル確保の両立
- ② PFI や設置管理許可制度の更なる活用
- ② 広告事業やネーミングライツなどの官民連携手法の更なる活用

取組の方向性

民間事業者の有するノウハウを施設の更新や改修に活かすため、施設の種類や性質を踏まえ、PFI や設置管理許可制度を効果的に活用します。また、委託事業と指定管理者制度導入施設について、業務の効率化と事業継続に必要な職員スキルの確保の両側面から検証を行い、最適化を推進します。

平成 27 年度を取組状況を踏まえた見直し内容

- ・官民連携事業を推進するため、民間事業者と行政のニーズを調査し、効果・効率的な事業の実施に向けたしくみを構築する取組を追加
- ・民間事業者の経営・技術能力を活用するため、PPP/PFI 手法導入検討規程の策定

具体的な取組内容と期間

[新]: 平成 27 年度を取組状況を踏まえた新規取組

取 組 内 容	期 間				
	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
1 委託事業や歳入確保における民間活用【とりまとめ部署：行革推進課】					
① 委託業務等の効果的な展開					
ア 業務内容の特性を踏まえ、実施手法の最適化	→	→	→	→	→
イ 類似した業務内容における単価の統一			→		
② ネーミングライツや広告事業の効果的な展開					
ア 事業者ニーズを踏まえた広告媒体の拡大	→	→	→	→	→
[新]イ 官民連携事業のニーズに対するデータベースの作成とマッチングするためのしくみの構築			→		
[新]ウ データベースを活用したマッチングの実施			→	→	→
2 施設の整備・運用における民間活用【とりまとめ部署：行革推進課】					
PFI、設置管理許可制度の調査・研究					
[新]ア PPP/PFI 手法導入検討規程の策定と運用			策定	運用	
イ 今後予定している建設事業において、効果・効率的な事業手法の構築		→	→	→	→

<ロードマップ>

取組内容	行動内容
1 委託事業や歳入確保における民間活用	① 委託業務等の効果的な展開
	ア 業務内容の特性を踏まえ、実施手法の最適化
	(ア) 現在の実施手法から委託化や直営化への移行の可能性について調査（所管課へのヒアリング）
	(イ) 委託事業と補助金事業の整理
	(ウ) 複数の実施手法の比較検討
	(エ) 業務の適正手法の決定
	イ 類似した業務内容における単価の統一
	(ア) 該当業務の調査（所管課へのヒアリング）
	(イ) 現状単価の把握（庁内、市場）
	(ウ) 適正単価の決定
	② ネーミングライツや広告事業の効果的な展開
	ア 事業者ニーズを踏まえた広告媒体の拡大
	(ア) 広告媒体に対する事業者ニーズの把握
	(イ) 新たな広告媒体の導入
	[新]イ 官民連携事業のニーズに対するデータベースの作成とマッチングするためのしくみの構築
	(ア) 官民連携事業についての庁内の実績及び意向についてデータベースを作成
(イ) 商工会議所と連携してアンケート調査を実施	
(ウ) 官民連携事業の意向がある企業へ訪問し、協力内容のデータベースを作成	
[新]ウ データベースを活用したマッチングの実施	
(ア) データベースを庁内公開し、連携事業の募集を開始	
(イ) 連携を希望する所管課と企業との場の設定	
(ウ) マッチング事業の実現	
2 施設の整備・運用における民間活用	P F I、設置管理許可制度の調査・研究
	[新]ア PPP/PFI手法導入検討規程の策定と運用
	(ア) PPP/PFI手法導入検討規程の調査
	(イ) PPP/PFI手法導入検討規程の策定、周知
	(ウ) PPP/PFI手法導入検討規程の効果的な運用
	イ 今後予定している建設事業において、効果・効率的な事業手法の構築
	(ア) PPP/PFI手法導入検討規程に基づいた検討
	(イ) 適切な事業手法の決定

28年度				29年度				30年度			
6	9	12	3	6	9	12	3	6	9	12	3

(6) 情報発信力の強化

【総括部署：都市戦略課、情報管理課】

これまでの取組

【平成 20 年度】

- ・ 市民参加条例を制定し、市の責務として「市政情報の公表または提供、説明責任」を明示
- ・ モバイル版ホームページリニューアル

【平成 22 年度】

- ・ 広報「はちおうじ」の各戸配布を開始
- ・ 八王子駅南口に市政情報を表示する電光掲示板「八王子駅南口情報掲示板」を設置

【平成 23 年度】

- ・ 広報「はちおうじ」をフルカラー化

【平成 24 年度】

- ・ 市の施策やイベントなどの PR 動画を YouTube により配信開始
- ・ JR 八王子駅北口に観光案内所「八王子インフォメーションセンター」を設置

【平成 25 年度】

- ・ タイムリーに情報発信できるよう、ツイッターとフェイスブックによる市政情報の発信を開始
- ・ 費用をかけずに市政情報を毎年提供できるよう「くらしの便利帳」をタウンページに合冊
- ・ 八王子駅南口総合事務所内に「観光・まちなか案内所」を設置

【平成 26 年度】

- ・ オープンデータの推進に関するガイドラインを策定
- ・ オープンデータカタログページを市ホームページにて公開（661 件の公共データ）
- ・ 大規模災害時に安否情報やライフラインに関する情報などを発信する「臨時災害 FM 放送」を導入

【平成 27 年度】

- ・ 「八王子市シティプロモーション基本方針」の策定
公募市民や学識経験者等で構成された外部懇談会のほか、若手職員によるプロジェクトチームの研究報告、市内大学生によるワークショップ等の意見を活かし策定

現状と課題

現 状	市政運営の透明性を高めることはもとより、市民との協働を進める観点から積極的な情報発信に努めています。また、ホームページやSNS（ソーシャルネットワークサービス）、デジタルサイネージなど、情報の種類や性質に応じて多様な情報媒体を活用しています。
課 題	<ul style="list-style-type: none">ⓐ 本市の魅力の創造と効果的な発信ⓑ 市政への市民参加を促す情報提供ⓒ 市民ニーズに応える分かりやすい情報提供ⓓ 多様な情報媒体（メール配信やSNS）の活用による情報発信機能の強化ⓔ 民間事業者が公共データを活用できるしくみづくり

取組の方向性

市制 100 周年の記念行事などにおいて、本市の魅力を生み出し市内外へ発信するシティプロモーションの取組を行います。また、市民の情報ニーズを的確に把握し、分かりやすく、かつ迅速に情報提供できるしくみを構築し、市政への市民参加を促進する広報活動を推進します。

このほか、市が保有する多様なデータを市民や企業等がいつでも取り出して利活用できるようにするオープンデータ化の取組を推進します。

平成 27 年度 of 取組状況を踏まえた見直し内容

- ・ふるさと納税における、寄附金制度の充実に向けた取組を追加
- ・市制 100 周年に合わせ、市民ニーズに応える情報提供と魅力的な紙面構成を目的とした広報紙面の充実に向けた取組を追加

具体的な取組内容と期間

[新]: 平成 27 年度 of 取組状況を踏まえた新規取組

[改]: 平成 27 年度 of 取組状況を踏まえ見直した取組

取 組 内 容	期 間				
	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
1 シティプロモーションの推進【とりまとめ部署：都市戦略課、総務課、産業政策課】					
<p>① プロモーション事業の検討・実施</p> <p>ア 取組方針の策定 若手職員により調査・研究を行うと共に、公募市民や学識経験者で構成する懇談会等から意見を聴取し、シティプロモーション基本方針を策定</p> <p>イ 基本方針に基づくシティプロモーションの推進 シティプロモーション特設サイトの構築、市内大学と連携したシティプロモーション動画「UP!八王子」の制作、市民ライターによる Facebook「itsumono」の運営により、本市の魅力を発信</p> <p>ウ 職員のシティプロモーション推進意識の向上 庁内研修や実践的な活動を通じ、魅力の発信主体としての職員意識の向上</p>			完了 (平成 27 年 6 月)		
<p>② 八王子の魅力を発信するふるさと納税のしくみの構築・運用</p> <p>ア ふるさと納税制度を活用し、地域産業活性化等につながる新たな寄附金制度を構築</p> <p style="font-size: 2em;">(</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ふるさと納税八王子応援基金の設置 ○寄附金の使途区分の整理 ○返礼品の選定方法の策定 <p>)</p> <p>[新]イ 寄附金の活用事例を PR するしくみの構築や返礼品の拡充、寄附メニューの追加など制度の充実</p>			完了 (平成 28 年 3 月)		

取組内容	期 間				
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
2 市民ニーズに即した情報提供【とりまとめ部署：広報課、広聴課】					
① 市民の情報ニーズの把握と広報活動ガイドラインの策定 ア 市民の情報ニーズの把握 イ 広報活動ガイドラインを策定 庁内全体の情報発信力の強化と広報活動についての情報共有を目的とした広報活動ガイドラインを策定					
			完了（平成28年3月）		
② 市民参加を促進する広報の推進 ア 広報活動への市民参画手法の構築（市民カメラマン制度） イ 広報活動への市民参加（市民カメラマン）の実施 ウ 世論調査において、広報紙への掲載情報について市民ニーズを把握し、広報紙の特集テーマを設定					
	完了（平成27年7月）				
③ 情報発信媒体の利用拡充 [改]ア 危険個所や災害時の市民参加による新たな情報収集・提供手法の検討、構築 [新]イ 市民ニーズに応える情報提供と魅力的な紙面構成を目的とした広報紙面の充実					

取 組 内 容	期 間				
	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
3 公共データの民間開放（オープンデータ）の推進【とりまとめ部署：情報管理課】					
① 方針の策定 ア 推進ガイドラインの策定 庁内検討会において方向性を検討し、公開基準・運用ルールを整備					
	 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">完了（平成 26 年 6 月）</div>				
② オープンデータ形式によるデータ公開 ア データの公開 市内 IT 企業等と連携し、オープンデータ化に適したデータを公開 イ 公開済データの民間利用に適した形式への変換					
	 				
③ アプリ活用のしくみづくり ア 市内 IT 企業等が作成した便利なアプリの取扱い・周知に関する方針の策定					
	 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">完了（平成 28 年 1 月）</div>				

<ロードマップ>

取組内容	行動内容
1 シティプロモーションの推進	① プロモーション事業の検討・実施
	ア 取組方針の策定
	イ 基本方針に基づくシティプロモーションの推進
	(ア) 【特設サイトの構築】 サイトイメージの検討
	(イ) 【特設サイトの構築】 市民への取材・庁内での魅力の洗い出し
	(ウ) 【特設サイトの構築】 事業者によるシステム構築作業
	(エ) 【特設サイトの構築】 平成29年1月の市HPリニューアルに合わせ開設し、情報発信
	(オ) 【動画制作・公開】 大学との年間スケジュール及び企画概要調整
	(カ) 【動画制作・公開】 公開方法の検討
	(キ) 【動画制作・公開】 動画制作（※29年度までの事業）
	(ク) 【動画制作・公開】 制作した動画の公開
	(ケ) 【Facebookの運営】 市民ライター記事の投稿の管理
	(コ) 【Facebookの運営】 掲載頻度や掲載内容について、市民ライターと随時協議
	(サ) 【Facebookの運営】 市民ライター追加募集 (※28年度は募集時期決定済み、29年度以降は空きができれば随時)
	ウ 職員のシティプロモーション推進意識の向上
	(ア) 効果的な研修方法等の調査・検討
	(イ) 具体的な研修等の実施
	(ウ) 効果検証
	② 八王子の魅力を発信するふるさと納税のしくみの構築・運用
	ア ふるさと納税制度を活用し、地域産業活性化等につながる新たな寄附金制度を構築
	[新]イ 寄附金の活用事例をPRするしくみの構築や返礼品の拡充、寄附メニューの追加など制度の充実
	(ア) 【活用事例のPR】 先行市の調査・研究
	(イ) 【活用事例のPR】 しくみの構築
(ウ) 【活用事例のPR】 市HP等で活用事例をPR	
(エ) 【返礼品の拡充】 庁内説明会の開催（複数回）	
(オ) 【返礼品の拡充】 所管課からの情報収集、事業者等との調整	
(カ) 【返礼品の拡充】 返礼品選定委員会の開催、返礼品の決定（定期開催）	
(キ) 【返礼品の拡充】 事業者と一括代行業者との契約・サイトへの登録	
(ク) 【寄附メニューの追加】 個別事業へ寄附金を活用するしくみの検討	
(ケ) 【寄附メニューの追加】 所管課と調整	
(コ) 【寄附メニューの追加】 寄附メニューの検討・追加	
2 市民ニーズに即した情報提供	① 市民の情報ニーズの把握と広報活動ガイドラインの策定
	ア 市民の情報ニーズの把握
	イ 広報活動ガイドラインを策定
	(ア) ガイドラインの項目を決定
	(イ) 各項目の内容の検討
	(ウ) シティプロモーションや市HPとの関連を調整
	(エ) ガイドライン全体の編集
	(オ) ガイドラインの策定
	② 市民参加を促進する広報の推進
	ア 広報活動への市民参画手法の構築（市民カメラマン制度）

取組内容	行動内容
2 市民ニーズに即した情報提供	イ 広報活動への市民参加（市民カメラマン）の実施
	(ア) 市民カメラマン募集・選考（毎年度改選）
	(イ) 市民カメラマン活動
	(ウ) 市民カメラマン制度の効果・検証
	ウ 世論調査において、広報紙への掲載情報について市民ニーズを把握し、広報紙の特集テーマを設定
	(ア) 世論調査の設問を設定
	(イ) 世論調査の実施・集計
	(ウ) 調査結果を参考に、広報紙の特集テーマを設定
	③ 情報発信媒体の利用拡充
	[改]ア 危険箇所や災害時の市民参加による新たな情報収集・提供手法の検討、構築
	(ア) 先行市の調査・研究
	(イ) 提供する情報の範囲等を検討
	(ウ) 即時性や地図情報など視覚的に訴える発信方法の検討
	(エ) 提供手法の構築
	[新]イ 市民ニーズに応える情報提供と魅力的な紙面構成を目的とした広報紙面の充実
(ア) 課題の抽出	
(イ) 改定方針の決定	
(ウ) 具体的な紙面構成の決定	
(エ) 改定紙面発行開始（平成29年1月1日号より）	
3 公共データの民間開放（オープンデータ）の推進	① 方針の策定
	ア 推進ガイドラインの策定
	② オープンデータ形式によるデータ公開
	ア データの公開
	(ア) 民間ニーズの把握
	(イ) データ保有所管課との調整
	(ウ) データの新規公開
	イ 公開済データの民間利用に適した形式への変換
	(ア) 民間ニーズの把握
	(イ) 対象データの選定
	(ウ) 対象データの変換実施
	(エ) 公開
	③ アプリ活用のしくみづくり
	ア 市内IT企業等が作成した便利なアプリの取扱い・周知に関する方針の策定

28年度				29年度				30年度			
6	9	12	3	6	9	12	3	6	9	12	3
→				→				→			
			→				→				→
			→				→				→
		→	→			→	→			→	→
→				→				→			
→			→	→			→	→			→
→	→			→	→			→	→		
		→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
→				→				→			
							→				→
→											
→											
→											
	→										
			→								→
完了(平成26年6月)											
→				→				→			
→				→				→			
→	→			→	→			→	→		
		→	→			→	→			→	→
→				→				→			
→				→				→			
→	→			→	→			→	→		
		→	→			→	→			→	→
			→				→				→
完了(平成28年1月)											

【27年度より取組開始】

（7）利用者視点に立った効果・効率的な市民サービスの展開

【総括部署：経営計画第一・二・三課】

これまでの取組

【平成 11 年度】

- ・八王子駅前事務所を開設し、平日の窓口延長と日曜開庁を実施

【平成 19 年度】

- ・南大沢事務所で日曜開庁を開始

【平成 21 年度】

- ・八王子南郵便局で証明書等交付サービス開始

【平成 22 年度】

- ・八王子駅南口総合事務所を開設し、公立保育園の一時保育・休日保育利用申請や身体障害者手帳の申請受付など福祉業務を充実

【平成 26 年度～】

- ・八王子駅南口総合事務所の機能の充実
 - （平日）自立支援医療費（精神通院）の申請受付を開始
 - （日曜日）国民健康保険・子育て・高齢者福祉の受付業務を開始
- ・南大沢事務所の機能の充実
 - （平日）子育て・高齢者・障害者福祉の受付業務を開始
 - （日曜日）住民異動・国民健康保険・福祉関連の受付業務を開始

現状と課題

現 状	<p>平成 22 年度に八王子駅南口総合事務所を開設し、平成 26 年度には、八王子駅南口総合事務所と南大沢事務所において窓口サービスの充実を行い、駅に近接した利便性の高い窓口でのサービス向上を図ってきました。また、市民が身近な地域で各種申請・証明発行などのサービスを受けられるよう、本庁の一部窓口業務を各事務所でも行っています。</p> <p>なお、平成 29 年 7 月から開始が予定されている社会保障・税番号（マイナンバー）制度の自治体間情報連携により、証明発行件数の減が見込まれています。</p>
課 題	<ul style="list-style-type: none">⊗ 手続きの簡素化と時間短縮⊗ 市民の利便性の向上⊗ 身近な施設における住民ニーズに即したサービス展開⊗ 事務所窓口サービスの充実に伴う本庁各課との連携強化⊗ マイナンバー制度導入による影響を踏まえたサービス内容の適正化

取組の方向性

利便性の高い施設や ICT を活用した一体的なサービスの提供など、利用者視点に立った市民サービスのあり方を検討し、市民の利便性の向上と業務の効率化を図ります。

平成 27 年度の取組状況を踏まえた見直し内容

- ・マイナンバー制度導入による業務の効率化を見据え、住民ニーズに即した、利便性の高いサービスの提供や地域特性に応じたサービス展開、地域における福祉・子育て支援サービスの効果・効率的な展開に向けた取組を実施

具体的な取組内容と期間

[新]: 平成 27 年度 of 取組状況を踏まえた新規取組

取 組 内 容	期 間				
	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
1 交通至便の事務所機能の充実【とりまとめ部署：経営計画第一課】					
① 八王子駅南口総合事務所、南大沢事務所の機能充実 ア 高齢者福祉、子ども・子育て支援、障害者福祉の取扱サービスと提供時間の拡大					
		完了 (平成 27 年 3 月)			
② 窓口サービスの検証 ア 平成 26 年度に充実した、八王子駅南口総合事務所と南大沢事務所におけるサービス内容の検証					
		完了 (平成 28 年 3 月)			
2 市民に身近な施設での効果・効率的な地域サービス展開【とりまとめ部署：経営計画第三課、市民生活課、福祉政策課、子どものしあわせ課】					
① 窓口サービスの利便性向上 ア 市民にとって利便性の高いサービス提供 市民のライフイベントに応じたサービス提供 イ プッシュ型サービス内容の検討と実施 ウ 電子申請によるサービス提供の再構築					
		→			
			→		
			→		
[新]② 地域における高齢者サービスの提供手法の見直し ア 本庁舎窓口、地域福祉推進拠点、高齢者あんしん相談センター及び高齢者見守り相談窓口の役割や連携体制の整理と再構築					
		→			
[新]③ 地域における子ども・子育て支援サービスの提供手法の見直し ア 子ども・子育て支援関連サービスのあり方についての整理 イ サービスの提供手法の整理と再構築					
			→		
			→		
[新]④ 所管を越えた連携強化 ア 所管を越えた効果・効率的な執行体制の実現					
		→			

<ロードマップ>

取組内容	行動内容
1 交通至便の事務所機能の充実	① 八王子駅南口総合事務所、南大沢事務所の機能充実
	ア 高齢者福祉、子ども・子育て支援、障害者福祉の取扱サービスと提供時間の拡大
	② 窓口サービスの検証
2 市民に身近な施設での効果・効率的な地域サービス展開	ア 平成26年度に充実した、八王子駅南口総合事務所と南大沢事務所におけるサービス内容の検証
	① 窓口サービスの利便性向上
	ア 市民にとって利便性の高いサービス提供
	(ア) 市民のライフイベントに応じた窓口取扱事務の洗い出し、分析、検討
	(イ) 来庁者ニーズ・動線の把握（通常期・繁忙期に調査実施）
	(ウ) 市民のライフイベントに応じたサービス提供に向けた関連所管との組織・システム連携について検討
	(エ) 市民のライフイベントに応じた窓口サービス提供の試行・実施
	(オ) 各年度における詳細取組の進捗確認、現状改善、詳細取組内容の見直し
	イ プッシュ型サービス内容の検討と実施
	(ア) 対象項目の決定
	(イ) 実施手法の構築（マイナポータルの活用）
	(ウ) プッシュ型サービスの充実
	ウ 電子申請によるサービス提供の再構築
	(ア) 電子申請によるサービス項目の洗い出し
	(イ) 対象項目の決定
	(ウ) 電子申請によるサービス提供を充実
	[新]② 地域における高齢者サービスの提供手法の見直し
	ア 本庁舎窓口、地域福祉推進拠点、高齢者あんしん相談センター及び高齢者見守り相談窓口の役割や連携体制の整理と再構築
	(ア) 関連部署による庁内検討会を立ち上げ
	(イ) 高齢者あんしん相談センターと一体となって提供すべきサービスの洗い出し
	(ウ) 地域福祉推進拠点の役割の整理
	(エ) 地域福祉推進拠点、高齢者あんしん相談センター、本庁舎窓口、高齢者見守り相談窓口の連携体制の課題の洗い出し
	(オ) 予防、医療、介護におけるサービス連携とデータ連携の検討
	(カ) 地域福祉推進拠点、高齢者あんしん相談センター配置計画の策定
	(キ) 効果・効率的な高齢者サービスの提供手法の検討
	(ク) 高齢者サービスの提供手法の再構築
	[新]③ 地域における子ども・子育て支援サービスの提供手法の見直し
ア 子ども・子育て支援関連サービスのあり方について整理	
(ア) 利用者支援事業（基本型・特定型・母子保健型）、障害児支援、青少年健全育成、虐待予防、ひとり親支援、子どもの貧困対策の視点での役割の整理と連携方法の検討	
(イ) 子ども家庭部、医療保険部、健康部等に跨る子ども・子育て支援サービスの洗い出しと課題整理	
(ウ) 子ども家庭支援センター、児童館、保健福祉センターの役割の整理と連携方法の検討	
イ サービスの提供手法の整理と再構築	
(ア) 相談サービスなど対人サービス項目の洗い出し	
(イ) 提供手法の検討、構築	
(ウ) 各分野の電算システム間のデータ連携や情報共有の整理	

28年度				29年度				30年度			
6	9	12	3	6	9	12	3	6	9	12	3
完了(平成27年3月)											
完了(平成28年3月)											

取組内容	行動内容
2 市民に身近な施設での効果・効率的な地域サービス展開	(エ) 子ども家庭支援センター、児童館、保健福祉センターなどの窓口における提供サービスの充実
	[新]④ 所管を越えた連携強化
	ア 所管を越えた効果・効率的な執行体制の実現
	(ア) 窓口職員の配置見直しによる市民の待ち時間と業務処理時間の短縮
	(イ) マイナンバー制度の情報連携開始による業務量への影響を測定・検証
	(ウ) 窓口における効果・効率的なサービス提供のための執行体制の構築 (エ) 高齢者・子育て支援サービスの提供手法見直しによる執行体制への反映

28年度				29年度				30年度			
6	9	12	3	6	9	12	3	6	9	12	3
				→							
								→			
→											
	→										
					→						
									→		
			→								

【新規】（８）公営企業の経営改革（下水道事業・駐車場事業）

【総括部署：行政管理課、財政課、下水道課、交通事業課】

これまでの取組

1 下水道事業

【平成 19 年度】

- ・管路施設の維持管理業務を委託

【平成 19・22 年度】

- ・公的資金補償金免除繰上償還を実施し、7%以上の高利率債を皆減

【平成 21～23 年度】

- ・下水道接続促進強化期間として、補助制度の拡充、下水道接続指導制度の導入、手数料の改定を実施（平成 20 年度接続率 90.1%が、平成 23 年度 96.7%に増加）

【平成 22 年度】

- ・組織体制を見直し、適正な人員配置による合理化を実施

【平成 27 年度】

- ・北野処理区の分流区域を流域下水道へ編入
- ・排水設置義務者に対し、排水設備設置を指導する手順を定めた「八王子市下水道接続指導要綱」を施行

2 駐車場事業

【平成 12 年度】

- ・旭町、八王子駅北口地下駐車場の利用時間を午前 7 時から午後 12 時までに拡大
- ・旭町、八王子駅北口地下駐車場の利用料金を改定

【平成 15 年度】

- ・旭町、八王子駅北口地下駐車場の利用料金を改定

【平成 18 年度】

- ・指定管理者制度を導入
- ・旭町駐車場の利用時間の 24 時間化
- ・旭町、八王子駅北口地下、南大沢駐車場の年中無休営業を実施
- ・南大沢駐車場の利用時間を午前 8 時から午後 10 時 30 分までに拡大

【平成 27 年度】

- ・八王子駅北口地下駐車場の利用時間を午前 6 時から午後 12 時までに拡大

現状と課題

現 状	公営企業が、市民に必要なサービスを将来にわたり安定的に提供していくためには、健全な事業運営が求められています。また施設の老朽化への対応や安全性の確保といった施設維持管理に、限られた財源の中で対応するためには、更なる経営基盤の強化が必要となっています。
課 題	⑤ 損益・資産等の正確な把握と経営状況の透明化 ⑤ 経営改善のための具体的な取組

取組の方向性

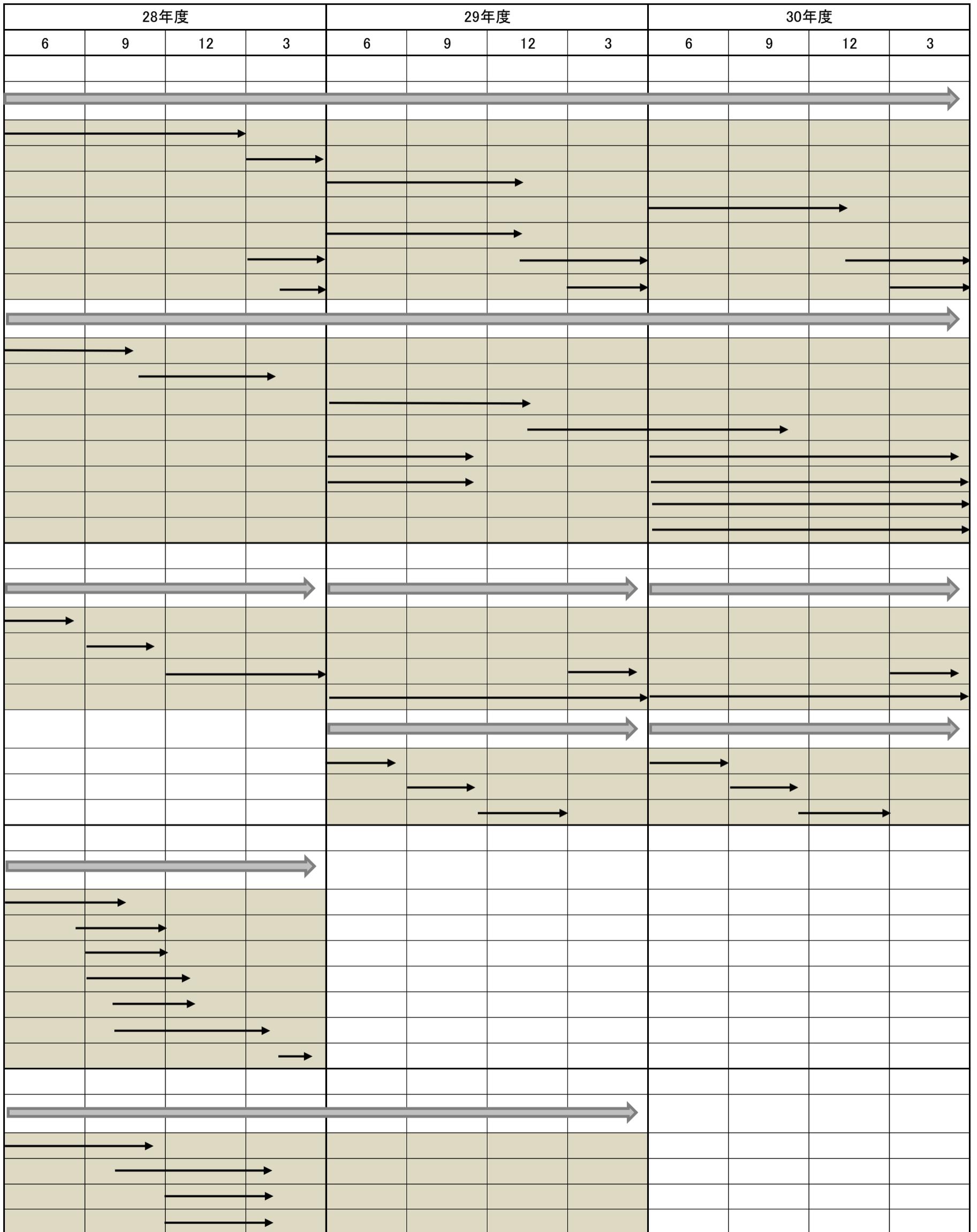
公営企業会計の手法や考え方を活用することにより、経営・財務に関する精緻な情報を把握し、経営基盤を強化する取組を推進します。

具体的な取組内容と期間

取組内容	期 間		
	28年度	29年度	30年度
1 下水道事業の経営改善【とりまとめ部署：下水道課】			
① 地方公営企業法の適用による公営企業会計の導入 (平成32年4月導入予定) ア 資産調査、資産評価の実施 保有する資産価値や老朽度合などのストック情報及び減価償却費などのフルコスト情報を基に、適正な損益状況を把握 イ 予算・決算及び会計事務手続準備、条例・規則整備			
② 経営改善の取組強化 ア 中期経営計画を着実に実現するための、具体的な行動内容と実施時期を示した取組計画の策定・実践 イ 取組の評価と新たな課題に対応した取組計画の見直し			
2 駐車場事業の経営改善【とりまとめ部署：交通事業課】			
① 駐車場事業、駐車場条例により対応する範囲の整理 ア 駐車場開設の目的や現状の利用実態を踏まえ、駐車場事業、駐車場条例により対応する範囲の整理			
② 計画的、効率的な運営に向けた制度整備 ア フルコスト分析による情報を、経営改善に効果的に活用するための会計手法を構築 イ 健全な経営を実現するための、具体的な行動を示した取組計画の策定・実践 ウ 取組の評価と新たな課題に対応した取組計画の見直し			

<ロードマップ>

取組内容	行動内容
1 下水道事業の経営改善	① 地方公営企業法の適用による公営企業会計の導入(平成32年4月導入予定)
	ア 資産調査、資産評価の実施
	(ア) 過年度の決算書や工事台帳、契約書、請書から資産情報を整理
	(イ) 資産の把握(管きよ全体の10分の1)
	(ウ) 資産の把握(管きよ全体の10分の5)
	(エ) 資産の把握(管きよ全体の10分の4)
	(オ) 資産の把握(処理場)
	(カ) 資産台帳整備、資産評価
	(キ) 資産情報のデータ化
	イ 予算・決算及び会計事務手続準備、条例・規則整備
	(ア) 法適用に向けた事務手続に関する情報収集
	(イ) 法適用に向けた事務手続に関する課題の洗い出し
	(ウ) 企業会計システム導入の検討(現状の財務会計システムを踏まえ検討)
	(エ) 会計システムの仕様作成(資産データのコンバート、帳票の出力)
	(オ) 公営企業予算事務の調整(繰入金、勘定科目と予算科目、予算書等)
	(カ) 会計事務の調整(会計管理者への委任範囲、会計事務規則の整備、打切決算)
	(キ) 条例・規則の調整
	(ク) 関係所管とのその他事務調整(契約事務、給与事務、組織体制)
	② 経営改善の取組強化
	ア 中期経営計画を着実に実現するための、具体的な行動内容と実施時期を示した取組計画の策定・実践
(ア) 中期経営計画に基づく取組評価	
(イ) 課題の洗い出しと分析	
(ウ) 行動計画策定	
(エ) 行動計画の実践	
イ 取組の評価と新たな課題に対応した取組計画の見直し	
(ア) 行動計画に基づく取組評価	
(イ) 新たな課題の洗い出しと分析	
(ウ) 行動計画の見直し	
2 駐車場事業の経営改善	① 駐車場事業、駐車場条例により対応する範囲の整理
	ア 駐車場開設の目的や現状の利用実態を踏まえ、駐車場事業、駐車場条例により対応する範囲の整理
	(ア) 公共駐車場に係る法令等規定の研究
	(イ) 各市営駐車場の利用実態、周辺環境等の調査分析
	(ウ) 建設、開設関係資料の整理・把握、他団体の情報収集
	(エ) 各市営駐車場整備の背景及び目的、公共性と採算性の考え方について整理
	(オ) 施設に付属する駐車場、観光施設駐車場の運営状況調査
	(カ) 駐車場事業、駐車場条例により対応する範囲について、関係所管と検討会を開催
	(キ) 駐車場事業、駐車場条例により対応する範囲の方針決定
	② 計画的、効率的な運営に向けた制度整備
	ア フルコスト分析による情報を、経営改善に効果的に活用するための会計手法を構築
	(ア) 会計手法の研究
	(イ) 適切な会計手法の構築に向けた課題の整理
	(ウ) 資産情報整備の考え方の整理及び資産情報の収集
	(エ) フルコスト算定の考え方の整理



取組内容	行動内容
2 駐車場事業の経営改善	(オ) 適切な会計手法の方向性の決定
	(カ) 科目の整理、財務諸表構成の整理、経営情報の把握
	(キ) 固定資産台帳の整備
	(ク) 適切な会計手法の構築
	イ 健全な経営を実現するための、具体的な行動を示した取組計画の策定・実践
	(ア) 最大料金制導入の効果と周辺駐車場への影響及び償還計画への影響の検証
	(イ) ライフサイクルコスト、施設保全のための現状把握と分析
	(ウ) 管理経費の削減策の検討、利用料金制導入効果と課題の洗い出し
	(エ) 取組計画の策定
	(オ) 取組計画の実践
	ウ 取組の評価と新たな課題に対応した取組計画の見直し
	(ア) 平成30年度上半期取組について評価
	(イ) 課題の洗い出しと分析
	(ウ) 取組計画の見直し

これまでの取組

【平成 13 年度】

- ・職員が全体の奉仕者としての職責を自覚し、法令等に従い職務を遂行するために必要な事項を定めた「八王子市職員服務規程」を策定

【平成 15 年度】

- ・市が保有する情報資産を様々な脅威から守り、情報セキュリティの確保に努めることを目的とした「八王子市情報セキュリティ基本方針」及び「八王子市情報セキュリティ対策基準」を策定

【平成 18 年度】

- ・職員の職務にかかる法令の遵守及び倫理の保持に関する通報を適切に処理するための必要な事項を定めた「八王子市職員の公益通報の処理に関する要綱」を策定

【平成 25 年度】

- ・八王子市地域防災計画について、東日本大震災での教訓や課題を踏まえ、国の防災基本計画や東京都地域防災計画との整合を図り全面改訂

【平成 28 年度】

- ・住民情報の保護や防犯の観点から、セキュリティゲートの設置など、本庁舎のセキュリティを強化

現状と課題

現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 決裁規程や職員服務規程、情報セキュリティ対策基準などの規定整備を行い、内部統制に努めるとともに、各所管課において、担当する業務にかかるリスク管理を行っています。 ・ 緊急対応が必要な事態が生じたときに、迅速に対応するための危機管理連携対応チームを設置しました。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ⊙ 八王子市地域防災計画などの危機管理を除いたリスクへの対応 ⊙ 想定されるリスクの未然防止と低減 ⊙ 緊急対応が必要な事態が生じた場合の迅速な対応 ⊙ 再発防止策の強化と類似する他業務における適切な対応 ⊙ リスクマネジメントを実践する組織体制の強化

取組の方向性

業務遂行におけるリスクを把握し、回避・軽減するため、統一的な視点から方策を整理します。また、危機の発生時に的確な対応を図るため、管理体制を強化します。

具体的な取組内容と期間

取組内容	期 間		
	28年度	29年度	30年度
1 リスク管理基本方針の策定【とりまとめ部署：職員課、法制課、行政管理課】			
リスク管理基本方針の策定 ア 地方自治体におけるコンプライアンスの調査・研究 イ 庁内検討会による基本方針を策定	 		
2 リスクの洗い出しと対応策の強化【とりまとめ部署：職員課、行政管理課】			
① 所管の固有業務におけるリスク管理 ア 業務上想定されるリスクの洗い出し イ 影響の大きさと発生の可能性に基づき、リスクの優先順位づけ ウ リスクへの対応策の構築（予防、抑制、事案発生時の対応方法）	  		
② 全庁的な共通事務におけるリスク管理 ア 文書、財務、契約、会計、人事（服務）、個人情報保護など全庁的な事務執行におけるリスクの洗い出し イ リスクへの対応策の構築（予防、抑制、事案発生時の対応方法）	 		
③ モニタリング手法の構築 ア 業務上想定されるリスクの事案発生を効果的に予防するためのモニタリング手法の構築			
3 リスクに対応する組織体制の強化【とりまとめ部署：経営計画第三課、職員課】			
組織体制の強化 ア リスク管理を的確に行うための推進体制の強化 イ 管理職のリスクマネジメント能力と職員の危機管理意識の向上	 		

<ロードマップ>

取組内容	行動内容
1 リスク管理基本方針の策定	リスク管理基本方針の策定
	ア 地方自治体におけるコンプライアンスの調査・研究
	(ア) 研究項目（他の地方自治体の先行事例等）の洗い出し
	(イ) 照会・視察等による調査
	(ウ) 調査結果の分析・研究
	イ 庁内検討会による基本方針を策定
	(ア) 庁内検討会の設置
	(イ) リスク管理手順書の作成
	(ウ) 基本方針の検討・策定
2 リスクの洗い出しと対応策の強化	① 所管の固有業務におけるリスク管理
	ア 業務上想定されるリスクの洗い出し
	(ア) リスクの種類の整理
	(イ) リスク項目の設定
	(ウ) 各所管による洗い出し
	イ 影響の大きさと発生の可能性に基づき、リスクの優先順位づけ
	(ア) 影響度及び発生可能性の区分の設定
	(イ) 影響度及び発生頻度からリスクの分析
	(ウ) 各所管によるリスク事案への対応の優先順位を設定
	ウ リスクへの対応策の構築（予防、抑制、事案発生時の対応方法）
	(ア) 庁内委員会あるいは新たな組織の必要性の検討
	(イ) 庁内委員会あるいは新たな組織の設置
	(ウ) リスク事案の発生予防及び対応マニュアル・モニタリング実施方針の検討・策定
	(エ) モニタリングの実施
	(オ) マニュアルやモニタリングの効果検証・見直し
	② 全庁的な共通事務におけるリスク管理
	ア 文書、財務、契約、会計、人事（服務）、個人情報保護など全庁的な事務執行におけるリスクの洗い出し
	(ア) 全庁的な共通事務の洗い出し
	(イ) 担当所管によるリスクの洗い出し
	(ウ) 影響度及び発生頻度からリスクを分析し、対応の優先順位を設定
	イ リスクへの対応策の構築（予防、抑制、事案発生時の対応方法）
(ア) 庁内委員会あるいは新たな組織の設置	
(イ) リスク事案の発生予防及び対応マニュアル・モニタリング実施方針の検討・策定	
(ウ) モニタリングの実施	
(エ) マニュアルやモニタリングの効果検証・見直し	
③ モニタリング手法の構築	
ア 業務上想定されるリスクの事案発生を効果的に予防するためのモニタリング手法の構築	
(ア) 庁内委員会あるいは新たな組織の設置	
(イ) 先行事例の調査・研究	
(ウ) リスク事案の発生予防及び対応マニュアル・モニタリング実施方針の検討・策定	
3 リスクに対応する組織体制の強化	組織体制の強化
	ア リスク管理を的確に行うための推進体制の強化

取組内容	行動内容
3 リスクに対応する組織体制の強化	(ア) 危機管理連携対応チームの設置
	(イ) 情報セキュリティ基本方針など既存のリスク対応体制との整理
	(ウ) 組織や職責における役割を明確にし、リスク管理の推進体制を強化
	イ 管理職のリスクマネジメント能力と職員の危機管理意識の向上
	(ア) リスクマネジメント・危機管理意識に関する研修内容の検討
	(イ) 研修の実施
	(ウ) 研修内容の検証

28年度				29年度				30年度			
6	9	12	3	6	9	12	3	6	9	12	3
→											
	→										
			→								
→				→				→			
	→										
		→		→				→			
			→				→				→

これまでの取組

【平成 20 年度】

- ・「八王子市における印刷物等ユニバーサルデザインガイドライン」の策定
市が作成し配布、発信する印刷物等が誰にでも読みやすく、わかりやすく、かつ情報が正確に相手に伝わるものを作成するよう心がけることを基本的な考え方として策定

【平成 25 年度】

- ・紙資源、印刷コストの削減や効率性の向上を図るため、本庁舎特別会議室において無線 LAN を導入し、タブレット端末を活用した電子会議システムを導入

【平成 26 年度】

- ・本庁舎内の全ての会議室において無線 LAN を導入し、電子会議システムを拡大
(平成 27 年度 紙資源約 45,000 枚削減)

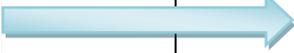
現状と課題

現 状	市民との協働や地方分権改革、中核市への移行による行政事務の拡大に伴い、会議の開催や市民への通知数、他団体からの照会事務が増加しています。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ⊗ 会議の効率的な運用 ⊗ 電子媒体の効果・効率的な活用とペーパーレス化の推進 ⊗ 市民に分かりやすいデザインの様式によるサービスの向上と業務の効率化 ⊗ 雇用から配属先まで柔軟な対応を可能にした臨時職員の効果的な管理

取組の方向性

共通事務における、ルールの必要性や人員、物品の適正配置を検討し、事務の標準化と効率化を図ります。

具体的な取組内容と期間

取組内容	期 間		
	28年度	29年度	30年度
1 共通事務の効率化			
① 会議の実施手法の構築【取組部署 行革推進課】 ア 会議時間の短縮やペーパーレス化など効果・効率的な会議を開催するため、実施手法の構築と運用			
② 電子データの取扱いの整理【取組部署 情報管理課、総務課】 ア 電子データと紙媒体の統一的な管理方法の再構築 イ 電子データを含めた文書取扱規程の運用方法の整理	 		
③ ペーパーレス化の推進と複合機・プリンターの適正配置【取組部署 情報管理課】 ア フロア単位での複合機・プリンターの適正配置によるペーパーレス化と印刷単価の統一 イ 電子データの活用による紙媒体での職員向け通知の削減	 	 	 
2 横断的な事務の統一化			
① ユニバーサルデザインを活用した市民サービスの向上と業務の効率化【取組部署 総務課】 ア 誰もがわかりやすいデザインと文書の作成方法を示したユニバーサルデザインガイドラインの再構築 イ ユニバーサルデザインの視点を取り入れた発行物や様式の導入			
② 横断的な人的支援による効果的な展開【取組部署 経営計画第三課、職員課】 ア 臨時職員の任用事務の一括化に向けた効果と課題の整理 イ 臨時職員を含めた柔軟な人的支援を可能とするしくみの充実	 		

<ロードマップ>

取組内容	行動内容
1 共通事務の効率化	① 会議の実施手法の構築
	ア 会議時間の短縮やペーパーレス化など効果・効率的な会議を開催するため、実施手法の構築と運用
	(ア) 働き方・休み方の見直し強化月間での会議の効率化の取組を周知
	(イ) 働き方・休み方の見直し強化月間を実施し、会議の開催についての取組を実施
	(ウ) 取組の継続実施についてアンケートなどによる検証
	(エ) 検証結果を踏まえた会議手法の構築
	(オ) 新たな会議手法を踏まえた研修の構築
	(カ) ファシリテーションスキルの向上研修の実施
	(キ) 研修結果を踏まえた検証・見直し
	② 電子データの取扱いの整理
	ア 電子データと紙媒体の統一的な管理方法の再構築
	(ア) 電子データの適正管理について研究
	(イ) 電子データと紙媒体の整合性の検討
	(ウ) 行政情報ネットワーク取扱基準の検証
	(エ) 検証結果を踏まえた、行政情報ネットワーク取扱基準の見直し
	イ 電子データを含めた文書取扱規程の運用方法の整理
	(ア) 電子データによる文書事務処理の現状分析
	(イ) 文書事務の手引における電子データの運用方法について研究
	(ウ) 検討結果を踏まえた文書取扱規程の運用方法の整理
	③ ペーパーレス化の推進と複合機・プリンターの適正配置
	ア フロア単位での複合機・プリンターの適正配置によるペーパーレス化と印刷単価の統一
	(ア) 現状（台数、印刷枚数、単価等）の調査と適正手法の検討
	(イ) 配置基準の決定
	(ウ) 適正手法の周知及び適正配置に向けた調査の実施
(エ) 委託等契約事務	
(オ) 事業の実現及び運用開始	
イ 電子データの活用による紙媒体での職員向け通知の削減	
(ア) 職員向け通知の洗い出しとシステム化を含めた効果的な通知方法の検討	
(イ) 関連所管との調整及び業務の適正手法の決定	
(ウ) 事業実施に向けた関係機関との調整	
(エ) 事業の実現及び運用開始	
2 横断的な事務の統一化	① ユニバーサルデザインを活用した市民サービスの向上と業務の効率化
	ア 誰もがわかりやすいデザインと文書の作成方法を示したユニバーサルデザインガイドラインの再構築
	(ア) 他市の導入状況など情報収集及び業務効率化について調査・研究
	(イ) ユニバーサルデザインの対応を含めた印刷室のあり方の検討
	(ウ) 「印刷物等ユニバーサルデザインガイドライン」の見直しに向けた検討
	(エ) 検討結果を踏まえたガイドラインの改定
	イ ユニバーサルデザインの視点を取り入れた発行物や様式の導入
	(ア) 新たなガイドラインの導入による業務効率への影響の考え方の周知及び研修の実施
	(イ) 新たなガイドラインを適用した発行物や様式の導入
	② 横断的な人的支援による効果的な展開
	ア 臨時職員の任用事務の一括化に向けた効果と課題の整理

28年度				29年度				30年度			
6	9	12	3	6	9	12	3	6	9	12	3

取組内容	行動内容
2 横断的な事務の統一化	(ア) 効果と課題の洗い出しと検証
	(イ) 事務執行体制（予算・人員・システムの活用等）の検討
	(ウ) 検討結果を踏まえた効果と課題の整理
	イ 臨時職員を含めた柔軟な人的支援を可能とするしくみの充実
	(ア) 各所管の繁忙期に対する職員体制など、現状における課題の整理
	(イ) 各所管における臨時職員に対する必要な人材や期間などニーズの把握
	(ウ) 臨時職員を活用した柔軟かつ効率的な支援手法の検討・構築

28年度				29年度				30年度			
6	9	12	3	6	9	12	3	6	9	12	3
→											
	→										
		→									
→											
→											
	→										
		→									

これまでの取組

【平成 15 年度】

- ・ 地方自治法の一部改正による指定管理者制度の創設
- ・ 指定管理者制度検討会及び作業部会を設置し、選定手続き、選定基準、募集方法などを整理

【平成 16 年度】

- ・ 「八王子市指定管理者制度導入に向けた基本方針」を策定
- ・ 新規 7 施設（高齢者在宅サービスセンター 1 施設、学童保育所 6 施設）に制度導入

【平成 17 年度】

- ・ 新規 5 施設（高齢者在宅サービスセンター 1 施設、学童保育所 4 施設）に制度導入

【平成 18 年度】

- ・ 管理委託から指定管理者制度へ本格移行（423 施設に導入）

【平成 19 年度】

- ・ 指定管理者が提供する公共サービスの水準を、「監視」「評価」するモニタリングを開始

【平成 22 年度】

- ・ 一部の社会福祉施設について、一定の条件を満たした場合に引き続き公募によることなく更新を受けられることができる制度(更新制度)を創設
- ・ 指定管理者と市の間でのリスク分担の考え方を整理

【平成 23 年度】

- ・ 指定管理者の経営状況を把握し、選定時に活用するため、財務評価の基本指標を設定

【平成 24 年度】

- ・ 指定管理者に対するモニタリング機能を強化するため、税理士による「指定管理者に対する経理状況調査」を開始

現状と課題

現 状	平成18年度に制度を本格導入し、平成26年 4 月 1 日現在で930施設において指定管理者による管理運営を行っています。これまで、制度の改善を重ねながら民間事業者のノウハウを活用し、市民サービスの向上と運営経費の縮減、安定した施設管理運営の実現に努めてきました。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ⓐ 施設の設置目的や特性を踏まえた管理運営手法の最適化 ⓑ 施設の長寿命化の観点から、市が計画する中・大規模修繕計画と指定管理者による小規模修繕の計画的な実施 ⓒ 更新制度導入施設におけるサービス水準と安定性の継続的な確保 ⓓ 市民サービスの向上を図る指定管理者の創意工夫の発揮 ⓔ 健全な施設管理運営の維持に向けたチェック機能の充実

取組の方向性

指定管理者のインセンティブを高め創意工夫を促すとともに、行政におけるチェック機能を充実し、市民サービスの向上と安定した施設管理運営を推進します。また、個別施設について、設置目的を最も効果・効率的、かつ安定的に達成するため、民営化、公私連携型などを含めた最適な管理運営手法を研究します。

具体的な取組内容と期間

取組内容	期 間					
	26年度	27年度		28年度	29年度	30年度
1 指定管理者制度の導入効果をもとめる方策の研究【とりまとめ部署：行革推進課】						
① 市民サービスを向上させる方策の検討 ア 独自サービス（自主事業）の拡大や利用料金制の活用など、インセンティブ付与の研究						
② 施設管理の安定化に向けた制度整備 ア モニタリング精度の向上を図る研修実施とマニュアル整備 イ 更新制度導入施設において、施設の特性を踏まえた管理運営手法の検討						
③ 指定管理者制度の効果的な運用 ア 制度導入効果の検証とその結果見えた課題を踏まえ、運用方法の見直し イ 導入効果をもとめる選定・モニタリング手法のガイドライン策定とその適用				 策定		
2 個別施設の最適な管理手法の検討【とりまとめ部署：行革推進課】						
施設特性を踏まえた管理手法の最適化 ア 庁内検討会で、制度導入施設の効果を分析し（経済性、サービスの向上性、市民協働への寄与度等）、最適な施設管理手法を検証						
総 括						
<p>指定管理者制度導入から10年が経過したことから、制度導入効果の検証と今後の運用方法の見直しを行うとともに、統一的な考え方や標準的な取扱いを示す「八王子市指定管理者制度ガイドライン」を策定しました。</p> <p>今後は本ガイドラインに基づき、公の施設の効果・効率的で透明性の高い管理運営の実現に向け、指定管理者制度の適切な運用を図ります。</p>						

指定管理者制度の見直し完了（平成28年3月）

今後は、見直しの結果策定したガイドラインを基に、指定管理者制度の適切な運用を図る

これまでの取組

【平成 15 年度】

- ・行政評価を本格導入

【平成 16 年度】

- ・行政評価結果を実施計画や予算に反映するため、評価を決算と実施計画のローリング、予算編成の間に実施

【平成 17 年度】

- ・3次評価（外部評価）として新たに市民アンケート調査を開始

【平成 19 年度～24 年度】

- ・外部評価委員会の委員に学識経験者等を加え、細事業※を対象とした「事業仕分け的手法を用いた総事業再点検」を開始

※細事業・・・事務事業を構成する行政活動の最小単位の事業

【平成 24 年度】

- ・「八王子ビジョン 2022」策定にあたり、八王子ゆめおりプランの評価を反映させるため、平成 15 年度から 23 年度までの 9 年間の総括評価を実施

【平成 26 年度】

- ・発生主義による行政コスト（フルコスト）の算出

現状と課題

現 状	「成果重視の行政運営の実現」と「説明責任の確保」を目的に、平成15年度に行政評価を本格導入し、基本計画の着実な推進と事務事業の効果・効率性の向上を図ってきました。制度創設からこれまでの運用において明らかになった課題を整理し、より良い制度へと見直していくことが必要となっています。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ⊗ 職員の成果意識・コスト意識の醸成へとつながる制度運用 ⊗ 市民満足度を高める意識の徹底 ⊗ 行政評価結果の業務見直しへの確実な反映 →各所管が主体性を持ち、自ら客観的な評価を行えるしくみの中で、見直しの必要性に気付き、実行に移す意識の徹底

取組の方向性

「八王子ビジョン 2022」を着実に推進するため、発生主義会計の考え方に基づくフルコスト分析を行うなど、行政活動の結果を定量的に捉え、実効性の高い評価を行います。

具体的な取組内容と期間						
取組内容	期 間					
	26年度	27年度		28年度	29年度	30年度
1 施策評価の見直し【とりまとめ部署：経営計画第三課】						
施策評価の実施 ア 基本計画に掲げた指標の達成度と市政世論調査の要望事項から評価を実施 イ 施策の評価手法の整備 評価指標の適正性、指標がない施策の評価指標案について、学識経験者から助言をもらい、評価手法を整備						
2 細事業評価・事務事業評価の見直し【とりまとめ部署：行政管理課】						
① 1次評価の実施（所管課による評価） ア 細事業評価の実施 評価指標の設定とフルコスト分析による評価 イ 事務事業評価の実施 評価指標の設定と細事業評価結果を集約した総合的な評価（PDCA サイクルを意識した評価）						
② 2次評価の実施 ア 事務事業評価の実施 1次評価で実施した事務事業に対する評価						
③ 行政サービス水準の比較・分析 ア 事業を業務プロセスに分解し、プロセスごとに他市と比較・分析						
行政評価システムの再構築完了（平成28年3月）						
今後は、再構築したシステムに基づく評価、他市との行政サービス水準の比較・分析を実施						
総括						
<p>事務事業ごとの事業費や人件費に加え、減価償却費や賞与等の引当金繰入額を含めた行政コストの総額（フルコスト）を算出し、事業ごとの単位当たりコスト（提供するサービス1件あたりのコスト）を明らかにすることで、事務事業の経年比較を分かりやすくするとともに分析しやすい評価に再構築しました。</p> <p>今後は、自治体間で共通の事務について、他市と比較・分析し、業務の改善・改革の取組を進めていきます。</p>						

3 取組一覧

No	取組項目【総括部署】	平成 26 年度の主な取組
1	施設マネジメント 【行財政改革部行政管理課】	<ul style="list-style-type: none"> ・「資産データ」として建物状況、コスト状況を取りまとめるとともに、利用状況の調査を行い、基本方針及び施設白書作成に必要な施設の実態を把握
2	受益者負担の適正化 【行財政改革部行政管理課】	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針策定に向け、受益者負担の適正化委員会にて、行政コスト（原価）として捉える範囲、料金（使用料、手数料）の基本的な算定方法、見直しサイクルの設定について考え方を整理
3	補助金制度の見直し 【財務部財政課】	<ul style="list-style-type: none"> ・個別補助金について、公平性や必要性、効果性などの視点から点検を行い、課題を把握
4	行政評価システムの再構築 【行財政改革部行政管理課】	<ul style="list-style-type: none"> ・発生主義による行政コストを算出し公表 ・事務事業・細事業評価において、事業本来の目的に対する成果を表す「成果指標」と成果を求めるために実施した活動量を表す「活動指標」を設定 ・細事業評価において、業務プロセスの分解・分析
5	分権時代の人材育成 【総務部職員課】	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての課長級管理職が特色のある先行市などに出向き、実際に業務に携わっている職員の考え方や実状を見聞きする調査・研究を実施 ▶参加者 318 人（主査等含む）、57 自治体へ訪問

平成 27 年度の主な取組

- ・「八王子市公共施設白書・公共施設マネジメント基本方針」を策定
(平成 27 年 10 月)
 - 施設ごとの利用状況や維持管理コスト等の把握を行うとともに、更新を含めた今後 30 年間に必要となる施設コストを明示
- ・保全マニュアルを「公共建築物日常点検マニュアル」へ改訂
(平成 28 年 3 月)
 - 施設の危険箇所や不具合の早期発見のため、点検ポイントについて写真を多用し分かりやすく明示し、日常点検業務を強化

- ・庁内委員会(12回)、外部検討会(7回)を開催し、下記6つの基本的事項について考え方を整理
 - ①経費として捉える範囲、②施設の性質に基づいた負担割合、③使用料や手数料等の基本的な算定方法、④減免のあり方、⑤無料施設の考え方、⑥見直しサイクルの設定

- ・全 195 個の個別補助金を対象に総点検を実施し、下記課題を抽出
 - ①平成 15 年度に行った補助金制度の見直し時点と比較し、増額の約 8 割が市民の積極的な取組の促進を目的とする政策補助金であった
 - ②全体の 8 割の補助金で終期の設定が困難であることが判明
- ・個々の補助金のインセンティブ効果と役割を整理

- ・施策指標アドバイザー事業の実施
 - 基本計画の 49 施策について、評価指標の適正性、指標がない施策の評価指標案について助言を受けた
- ・細事業・事務事業評価の実施
 - (細事業評価) 1,864 事業、(事務事業評価) 690 事業
- ・行政サービス水準の比較・分析の実施
 - 介護保険、国民健康保険、生活保護事業について、他市との共同による業務プロセスの比較・分析を実施

- ・「八王子市人財育成プラン」の策定(平成 27 年 6 月)
 - 人事・研修制度の見直し、職員の能力開発支援の方針を策定
- ・政策実現力向上研修を実施(課長補佐昇任者対象、全 7 回 7 名修了)
- ・政策法務研修を実施(3 講座 152 名修了)
- ・東京都・特別区の職員研修所への参加(6 講座 13 名修了)

No	取組項目【総括部署】	平成 26 年度の主な取組
6	民間活力の適切な活用を推進 【行財政改革部行革推進課】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清掃工場の PFI 手法の検討 ・ 公園使用料を固定価格から売上げに応じて還元されるしくみに変更 ・ 既存広告事業に加え 3 件の新規広告事業を実施 ・ 総合体育館に新規ネーミングライツを導入 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 「エスフォルタアリーナ八王子」 施設命名権：1 億 5,000 万円／15 年間
7	情報発信力の強化 【都市戦略部都市戦略課】 【行財政改革部情報管理課】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外部懇談会、市政モニター、市内大学生によるワークショップなどから聴取した市民意見を基に、都市戦略課及び広報課で連携し「シティプロモーション基本方針」の策定に向けた検討を実施 ・ オープンデータの推進に関するガイドラインを策定し、運用を開始 ・ 「オープンデータカタログページ」を市ホームページにて公開 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 公開数 661 データ（平成 27 年 4 月 1 日現在） ➢ 市内 IT 企業による公開データを活用したアプリの創出
8	利用者視点に立った効果・ 効率的な市民サービスの展開 【総合経営部経営計画第一・ 二・三課】	平成 27 年度からの新規取組
9	指定管理者制度の見直し 【行財政改革部行革推進課】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東京税理士会八王子支部による経理状況調査を、学童保育所以外の施設に対象を拡大して実施（3 施設において実施） ・ 東京税理士会八王子支部の協力による、指定管理者経営状況の確認に関する実務者研修会を実施 ・ 制度導入効果について、市民サービスの向上と経費の節減の面から検証を実施

平成 27 年度の主な取組

- ・北野清掃工場運転管理業務の全面委託化（平成 27 年 4 月）
 - 効果 歳出減 4,110 千円
- ・戸吹不燃物処理センター手選別運転管理業務委託（平成 27 年 4 月）
 - 効果 資源化量 1,326 t 増、資源化率 13.2%増
- ・医療券、介護券等発券業務の委託化
 - 効果 歳出減 3,907 千円
- ・富士森公園野球場に新規ネーミングライツを導入
 - 「ダイワハウススタジアム八王子」
施設命名権 300 万円／年 期間 5 年間

- ・「八王子市シティプロモーション基本方針」の策定（平成 27 年 6 月）
 - ターゲットと目指すまちの姿、魅力発信にあたっての視点を明記
- ・デジタルハリウッド大学と協働し、シティプロモーション動画を 2 本制作
- ・フェイスブックページ「itsumono-八王子の『いつもの』を探す Web マガジン」の開設
 - 11 名の市民記者を公募により選定し、市民目線での魅力を発信
- ・ふるさと納税制度を活用したしくみの構築（平成 27 年 12 月）
 - ポータルサイト等で情報発信するとともに、市の特産物等を返礼品とし、寄附者に市の魅力を発信するしくみを構築
寄附件数 67 件、寄附額 2,012 千円（平成 27 年度末時点）
- ・市ホームページにてオープンデータの公開
 - 公開数 727 データ（平成 28 年 4 月 1 日現在）

- ・拡充した窓口サービスの検証
（主な拡充内容）
 - 八王子駅南口総合事務所
子育て、国民健康保険・年金、高齢者窓口の日曜開庁、精神障害関係の一部業務の平日実施
 - 南大沢事務所（由木地域事務所）
住民異動、国民健康保険・年金、後期高齢者医療・介護保険、こどもの取扱いの業務について、日曜日に実施

- ・「八王子市指定管理者制度ガイドライン」を策定（平成 28 年 3 月）
 - 制度を運用する際の事務処理等について、基本的（統一的）な考え方及び標準的な取扱いについて整理

第8次行財政改革推進計画（平成28～30年度）

平成28年6月発行

発行： 八王子市

編集： 八王子市行財政改革部行革推進課

〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目24番1号

電話/042-620-7423（直通）

FAX/042-627-5939

E-mail/b430100@city.hachioji.tokyo.jp
